

国民健康保険の状況についてお知らせします！

新年度がはじまり一か月がたつて、新しい生活にも慣れてきたところでしょうか。保険年金課の窓口での届出もそろそろ落ち着いてきました。

さて、今月は、国保の状況についてお知らせします。

そもそも健康保険（医療保険）とは

予測される疾病等に備えて、加入者が事前に共同で保険税（料）を出し合って、医療機関にかかるときの医療費を用意しておく助け合いの制度です。この制度のおかげで病気になったときなどに、安心して医療機関にかかれるのです。現在健康だからこの医療保険にも加入しないということではなく、国民のみなさんは、どこかの医療保険に加入しなければなりません。（国民皆保険制度といいますが）

国保に加入する人

- ・ 自営業の人や農業などに携わっている人
- ・ 退職などで職場の健康保険を脱退した人
- ・ パート・アルバイトなどで、職場の健康保険に加入していない人

- ・ 外国人登録をしていて、日本に1年以上滞在する人

加入手続きは、会社等の健康保険の資格がなくなつてからです。国保の制度を知らなかつたから加入しなかつたとか健康なので病院にはかからないなどという理由で入らなくていいというものではありません。

データで見る国保（パート1）

	全世帯	国保世帯注	加入率
平成16年3月末	16,348	7,338	44.89%
平成17年3月末	16,649	7,625	45.80%
伸び率	1.84%	3.91%	
	全人口	国保被保数	割合
平成16年3月末	48,438	14,743	30.44%
平成17年3月末	48,756	15,177	31.13%
伸び率	0.66%	2.94%	

注 世帯数には会社等の保険に加入しているかたがいる世帯も含まれます。

団塊世代が定年になったり、リストラなどの社会情勢を反映し、国保加入者は年々増えています。
国保健康保険税（国保税）について

国保税（料）の額は、国保を運営している市区町村（保険者）ごとに違います。その保険者ごとに必要な医療費を賄えるように決められますが、年々医療費が増加しており、国保に加入していないかたも納めているほかの税金を一部繰り入れて何とか運営しているのが現状です。

医療機関にかかる、皆さんは窓口で医療費の3割を払いますが、残りの7割が保険者から医療機関へ国保税や国庫支出金、繰入金などを財源として支出されています。国保財政を運営するためには、医療費が増加すると、国保税の増額というかたちにならざるを得ません。日頃から健康管理に気を配り、積極的に健康づくりをしましょう。

データで見る国保（パート2）

以下のデータは、平成16年度に、国民健康保険の被保険者（老人保健受給者分も含みます）が医療機関にかかったときに、保険で支払った総額（保険給付費）を平成16年度の平均世帯数と平均被保険者数でそれぞれ割り、一世帯当たりと一人当たりの医療費を算出したものです。

	年間平均国保世帯数;C 7,573人	年間平均国保被保険者数;D 15,124人
保険給付額 4,962,175,917円;A	一世帯当たり A÷C 655,245円	一人当たり A÷D 328,099円
国民健康保険税調定額（納付してもらうべき額） 1,768,693,058円;B	一世帯当たり B÷C 233,552円	一人当たり B÷D 116,946円

日ごろから病気になるまいよう、健康づくりにつとめましょう

- ・ バランスのとれた食事を心がける。
- ・ 面倒がらずにできるだけ歩く。
- ・ ストレスをためない。
- ・ 検（健）診を定期的に受ける。
- ・ 総合健診（人間ドック）の補助制度を是非ご利用ください。（詳しくは、4月に全戸配布した健康カレンダーをご覧ください。健康カレンダーをご覧ください。健康カレンダーは、保険年金課窓口、「保健センター」でもお配りしています）



国保マスコット 健康まもるくん

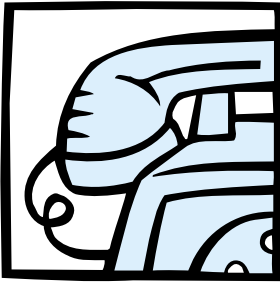
重複受診はやめましょう

医療機関を変えるたびに、注射や投薬、検査、処置などをやり直すため、医療費の無駄づかいになるだけでなく、体にとっても危険です。

重複受診を防ぐために

- ・ 自分の病気のことをよく理解し、検査や薬の処方為何のためになされるかをお医者さんに十分聞く。
- ・ 信頼できるかかりつけ医を持ち、医療機関を移る場合は、紹介状をもらう。
- ・ 複数の医療機関で治療を受けているような場合は、それぞれのお医者さんに他の医療機関を受診していることを告げる。
- ・ 健康手帳の医療と薬剤の記録欄を活用する（お医者さんや薬剤師に必ず記録してもらいように心がける）。

問合せ先 保険年金課 国民健康保険給付係 内線142・148



クーリング・オフって？

クーリング・オフとは、訪問販売などで契約をしてしまったが、やはり必要ないと思った場合に、一定期間内であれば消費者が無条件で契約解除できる制度です。



クーリング・オフが可能な要件

要件1 契約したのが営業所等以外の場所であること。
路上で呼び止められて営業所等へ連れて行かれた場合や、目的を告げられずに電話などで営業所に呼び出された場合も、クーリング・オフの対象になります。

また、営業所内の契約であっても、エステティックサロン、外国語会話教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの契約はクーリング・オフの対象になります。

要件2 契約書の交付された日から8日以内であること。
ただし、交付された書面にクーリング・オフの告知がない場合は8日過ぎてもクーリング・オフできます。

また、連鎖販売（いわゆるマルチ商法）、内職・モニター商法の場合は、商品やサービスの種類に関係なくクーリング・オフ期間は20日以内です。

要件3 現金で支払った場合、代金の総額が3,000円以上であること。商品を全て受け取り、かつ代金を全額支払い済

みで、総額が3,000円未満のときは、クーリング・オフできません。

要件4 クーリング・オフしたいものが法令で指定された「商品」「役務」「権利」であること。

【商品】例) ビデオソフト、化粧品、健康食品など

【役務】例) エステティックサロン、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど

【権利】例) レジャー会員権、英会話教室利用権など

* 詳しい商品等は、消費生活相談窓口にお問い合わせください。

要件5 クーリング・オフしたいものが、法令で指定された消耗品の場合、開封したり使ったりしていないこと。

化粧品や健康食品などの法令で指定された消耗品は、開封したり使ってしまった場合には原則としてクーリング・オフできません。

クーリング・オフの仕方



要件をすべてクリアして、クーリング・オフが可能だとわかったら、「契約を解除したい」という意志を書面で伝えます。

契約を解除する旨を書いた通知書を作成し、事業者に郵便で送ればOKです。証拠が残るように、「内容証明郵便」か「簡易書留」（ハガキ）で通知します。クレジット払いの場合は、信販会社にも通知しておきましょう。

なお、クーリング・オフは、通知を出したときに効力が生じるので、消印がクーリング・オフ期間内であれば、事業者に届くのはその後でも有効です。

○簡易書留（ハガキ）記入例

・両面コピーを取っておくと良いでしょう。

《販売会社に通知》ハガキ裏面（参考）

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業所 担当〇〇氏

上記日付の契約は解除します。なお、支払い済の〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日

〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名〇〇〇〇

《信販会社に通知》ハガキ裏面（参考）

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業所

上記日付の契約は解除します。

平成〇年〇月〇日

〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名〇〇〇〇

クーリング・オフの効果

クーリング・オフが成立すれば、契約はなかったことになるので、次の効果が得られます。

○支払った代金は全額返金されます。

○契約を解除しても、損害賠償や違約金を支払う必要はありません。

○商品を受け取っている場合は、業者の負担で商品を引き取ってもらえます。

問合せ先

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999 午前9時30分～正午

午後1時～4時（土・日・祝日は休業）

町消費生活相談 ☎(93)7700

毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時
商工課 内線282、283



5月の消費生活相談

相談日等 5月2日(月)、9日(月)、16日(月)、
23日(月)、30日(月) 午前10時～正午・午後1
時～3時（都合により相談日が変更になることが
ありますので、事前にご確認ください）